

警報器リース契約約款

九州電力株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する都市ガス警報器および住宅用火災警報器（以下「警報器」といいます。）のリース契約（以下「本リース契約」といいます。）の内容および条件は、警報器リース契約約款（以下「本約款」といいます。）および当社とお客さまとの間で別途取交する「警報器リース契約書」（以下「契約書」といいます。）によるものとします。

第1条 総則

- 1 当社は警報器を警報器販売業者より購入し、契約者へリースします。
- 2 本リース契約を締結できる対象者は、本リース契約の有効期間内において、当社との間でガス供給条件に基づく都市ガスの使用契約（以下「ガス使用契約」といいます。）を締結しているお客さまとします。
- 3 本リース契約の締結を申し出る者（以下「申込者」といいます。）は、予め本約款を承諾のうえ、当社の指定する方法により本リース契約を申し込むこととします。
- 4 本リース契約に基づく警報器の設置および撤去の施工者は、当社指定の取扱代行店（以下「代行店」といいます。）とします。

第2条 契約の成立

本リース契約は、申込者が署名または記名しかつ押印した契約書を代行店に対して提出することをもって申し込み、代行店を通じて当社がこれを受領し、および当社がこれを承諾したことををもって成立します。

第3条 契約期間

本リース契約の契約期間（以下「契約期間」といいます。）は、契約開始から起算して5年間とし、その有効期間の満了日は契約書に定める契約期間満了年月の末日とします。

なお、当社は契約期間満了日の2か月前を目途に、契約者へ契約期間満了をお知らせします。

第4条 リース料金

- 1 料金算定期間は、毎月1日から当該末日までの期間とします。ただし、契約初月は本リース契約開始日から当該月末日までの期間とし、翌月以降は毎月1日を開始日とします。
- 2 リース料金（消費税等相当額を加えたものとします。以下同じ。）は、契約書に定める毎月のリース料金を、別途締結するガス使用契約に基づき当社が契約者へ請求するガス料金（以下「ガス料金」といいます。）に加算して請求します。なお、リース料金の請求時期、支払期間および支払方法は当該加算されるガス料金と同様とします。
- 3 リース料金の日割計算は行いません。
- 4 契約者がガス料金の支払期日を経過してなお料金を支払わない場合においても、リース料金は延滞利息の算定対象外とします。
- 5 前各項の定めに係らず、リース契約を開始した月のリース料金は無料とします。

第5条 警報器の有効期限および保証期間

- 1 都市ガス警報器の有効期限および保証期間は、警報器本体に記載の有効期限までとします。住宅用火災警報器の有効期限および保証期間は、第3条に定める契約期間と同様とします。
- 2 当社は、有効期限満了の2か月前を目途に、契約者へ有効期限満了をお知らせし、当社または代行店が新しい警報器に取替えます。

第6条 警報器の設置

- 1 代行店は、設置する警報器が契約書記載の警報器と合致していることを契約者に確認したうえで警報器を設置します。
- 2 契約者立会いのもと、代行店および契約者の双方が、設置された警報器が正常に作動することを確認することを以って、設置作業を完了とします。
- 3 契約者が当社に無断で警報器の設置位置を変更した場合、警報器の機能が十分に発揮できない可能性があるため、契約者において警報器の設置位置の変更を希望する場合は、自ら変更せず、当社へ連絡するものとします。この場合、当社は有料で設置位置を変更します。
- 4 前項に係らず、契約者が当社に無断で警報器の設置位置を変更した場合に発生した損害について、当社は一切責任を負いません。

第7条 警報器の点検・取替等

当社または代行店は、保安上の理由等必要な場合、設置場所に立ち入り、警報器の点検、取替え等を行います。なお、契約者は当社または代行店が設置場所に立ち入ることにつき、あらかじめ了承いただきます。

第8条 故障等の対応

- 1 契約期間中、かつ第5条に定める警報器の保証期間内に警報器が正しく作動しない場合は、契約者から当社に動作不良を申し出るものとし、契約者からのその申し出に基づき、当社は無償で点検・取替します。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
 - (1) 警報器に異常が認められない場合
 - (2) 当社または代行店の責めに帰すべき事由によらない故障等の場合
- 2 前項に従って機器の交換を行った場合においても、本リース契約の契約内容（契約期間、リース料金の月額等）は変更しません。
- 3 契約者からの申し出に基づき、当社が点検し警報器の取替が必要と判断した場合は、当社による判断から1週間を目途に警報器を取替します。
- 4 住宅用火災警報器の故障等によりお客さまが被った損害について、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に重大な過失がある場合を除きます。

第9条 警報器の所有権および所有権侵害の禁止

- 1 警報器は当社の所有物のため、契約者は本来の用法に従って使用するとともに、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- 2 契約者は、警報器の第三者への譲渡、転貸等、当社の所有権を侵害するおそれのある行為を排除するものとします。
- 3 契約者は、第三者の強制執行、仮処分等、当社の所有権を侵害するおそれがある場合には、直ちに当社へ連絡するとともに、警報器が当社の所有物であることを主張して、第三者の行為を排除するものとします。

第10条 リース契約の解除

- 1 契約期間中、次に該当する事由が生じた場合、当社は契約者へ事前に催告したうえで、本リース契約を解除できます。
 - (1) 警報器が滅失、または契約者がこれを損傷、もしくは紛失したとき。
 - (2) 契約者が第6条第3項または第9条に違反したとき。
 - (3) リース料金の支払期日後5日を経過してもリース料金の支払いがない場合であって、書面による催告を受けたにもかかわらず、催告を受けた日から20日以内に支払いがないとき。
 - (4) 理由の如何を問わず、ガス使用契約が解約となったとき。
- 2 前項によって当社が本契約を解除する場合は、当社は解約日の属する月のリース料金を請求します。なお、当該リース料金の日割計算は行いません。

- 3 契約者が第1項(2)(3)(4)に該当し、以って当社が本リース契約を解除した場合は、契約者は、以降において新規のリース契約を締結することはできません。ただし、契約者が正当な理由を証明し、当社の承諾を得る場合を除きます。
- 4 契約者が第1項(1)に該当する場合は、当社は、契約者に対して発生した実費および別表に従い損害賠償金額を請求します。なお、契約者が係る損害賠償義務を履行した場合に限り、当社の承諾を得たうえで、当社と新たにリース契約を締結できるものとします。
- 5 第1項(1)(2)(3)の場合、契約者は警報器を当社へ返却するものとします。この場合の送料は、契約者が負担するものとします。また、第1項(4)の場合には、警報器は退去される住居に保留する場合があります。

第11条 リース契約の解約

- 1 契約者は、転居等やむを得ない理由がある場合、解約希望日までに当社に通知することにより、本リース契約を解約することができます。この場合、当社は解約日の属する月のリース料金を請求します。なお、当該リース料金の日割計算は行いません。
- 2 当社は、契約期間中に、契約者が都市ガス以外のエネルギーに切替える場合やその他契約者の都合で本リース契約を解約する場合、解約日の属する月のリース料金と、解約手数料として一台につき、1,000 円に消費税等相当額を加えた金額とを請求します。ただし、熱源を電気に切替える場合または転居の場合は、解約手数料は請求しません。
- 3 都市ガス以外のエネルギーに切替える場合、その他契約者の都合で本リース契約を解約する場合または前条第1項(4)により契約解除の場合、契約者の希望があれば設置した警報器を売渡します。なお、売渡し価格は別表により算定した額とします。

第12条 リース契約の終了

- 1 当社は、契約期間満了日の2か月前を目途に、契約者へ契約の満了および新規契約のご案内をお知らせします。この場合において、契約者は、新規契約を希望する場合、当該ご案内を受領後、契約満了日の1か月前までに当社または代行店へ新規契約を申し込みいただき、および当社がこれを承諾することで、契約満了日の翌日より新規契約が開始されるものとします。
- 2 契約期間満了に伴いリース契約が終了した場合、当社または代行店が警報器を回収します。
- 3 第10条に基づき当社が本リース契約を解除した場合、契約者は警報器を当社へ返送するものとします。この場合の送料は契約者が負担するものとします。
- 4 当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、警報器の取外しに伴う設置場所等の補修その他に関して、当社は一切責任を負いません。

第13条 反社会的勢力の排除

- 1 契約者は、現在、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業・団体、総会屋、その他これらに準ずるもののいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関する脅迫的な言動、または暴力的な行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 契約者は第1項もしくは前項のいずれかに違反または確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合で、契約を締結すること、契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、契約者との契約の締結を拒絶し、または本リース契約を解除することができるものとします。本リース契約が解除された場合、契約者は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- 4 当社が前項に基づき本リース契約を解除した場合、契約者は直ちに警報器を当社へ返送するものとします。この場合の送料は契約者が負担するものとします。

第14条 消費税率の変更

契約期間中に消費税率が変更された場合、消費税等相当額は、変更後の税率に基づき計算した額とします。

第15条 個人情報の取扱い

- 1 当社は契約者からの本リース契約の申込時に、契約者より提供された個人情報を含む情報および当社と契約者とのガス使用契約締結時等により既に提供された個人情報を含む情報を、保管、使用および処理の上、本リース契約を提供します。
- 2 当社は、契約者に係る個人情報について、別途当社ホームページにて掲載する「個人情報保護基本方針」に従い、取扱います。

第16条 約款の変更

- 1 当社は、当社の都合により、本約款を変更することがあります。この場合、本リース契約の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社は、本リース契約の変更等のお知らせを行う場合、当社ホームページへの掲載、電磁的方法、その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

第17条 供給条件等の準用および誠実協議

本約款に記載のない事項または疑義を生じた事項のうち、ガス供給条件、使用契約条件等（以下、「供給条件等」といいます。）に規定のある事項については、供給条件等を準用するものとし、供給条件等に規定のない事項については、法令および社会通念上適当とされる規範や慣習に従うほか、その都度、契約者と当社との誠実な協議によって定めるものとします。

第18条 準拠法

本約款は日本法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとします。

第19条 合意管轄

契約者と当社との間で本リース契約または本約款等に関連して訴訟の必要が生じた場合には、福岡高等裁判所管内の地方裁判所または簡易裁判所（ただし、沖縄県内の裁判所は除きます。）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

当社が警報器を売渡す場合の価格は、以下の算出方法により算出します。

別表 売渡し価格（損害賠償金額）の算出方法 〔現金販売価格（消費税込み）× 売渡し率（損害賠償率）〕（円未満切り捨て）

リース料金発行回数				1回	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
お売渡し率（損害賠償率）[%]				98.3	96.6	94.9	93.2	91.5	89.8	88.1	86.4	84.7	83.0	81.3	79.6	77.9	76.2	74.5	72.8	71.1
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
69.4	67.7	66.0	64.3	62.6	60.9	59.2	57.5	55.8	54.1	52.4	50.7	49.0	47.3	45.6	43.9	42.2	40.5	38.8	37.1	35.4
39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
33.7	32.0	30.3	28.6	26.9	25.2	23.5	21.8	20.1	18.4	16.7	15.0	13.3	11.6	9.9	8.2	6.5	4.8	3.1	1.4	0